



報道機関 各位

記者発表資料
令和2年10月6日(火)
問い合わせ先：監査課
課長：小島
担当：田島、森田
電話：829-1791
内線：4712

政務活動費に関する住民監査請求に係る監査結果を公表します

令和2年8月7日に提出された標記住民監査請求について、地方自治法第242条第5項の規定に基づき監査を行い、その監査結果を掲示場にて公表しましたのでお知らせします。

- 1 経過
令和2年8月7日 住民監査請求の受付
令和2年8月25日 住民監査請求の受理決定
令和2年9月10日 請求人及び関係職員の陳述の聴取
令和2年9月25日 住民監査請求監査結果の決定

2 住民監査請求の要旨

さいたま市長が令和元年度にさいたま市議会議員（以下「X議員」という。）に交付した政務活動費のうち、資料購入費として計上された54,700円及び事務所費として計上された194,917円について、不適正な支出によりさいたま市に損害を与えたので返還を請求するとして、監査委員に必要な措置を求めるもの。

3 監査結果

総合的に判断した結果、監査委員は、次のとおり結論に至った。

本件政務活動費について、違法又は不当な支出とはいえ、その結果、さいたま市長がX議員に対する返還請求権の行使を怠っているとは認められない。請求人の主張は認めることができず、よって、本請求には理由がないものと判断する。